

議案第91号

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分
に関する協議について

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり関係市が協議の上定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

養父市長 広瀬 栄

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分
に関する協議書

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり協議す
る。

記

- 1 令和3年4月1日から朝来市へ帰属させる財産
 - (1) 土地 朝来市和田山町東谷字山ノ下
 - ア 地番 213番13
 - イ 地目 宅地
 - ウ 地積 691.48㎡
 - (2) 建物 朝来市和田山町東谷字山ノ下213番地13
 - ア 種類 事務所
 - イ 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 - ウ 床面積 238.94㎡

令和 年 月 日

養父市長 広瀬 栄

朝来市長 多次 勝 昭